

副本

令和元年（ワ）第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1 ほか1名

被告 国

証拠説明書(1)

令和2年5月13日

福岡地方裁判所第6民事部合議B係 御中

被告指定代理人	平山峻
	田辺淳一
	大川博幸
	久保山寛匡
	中島和彦
	中島章浩
	浅野航平
	岡藤崇久
	三島大介
	山本勇治

略語は、準備書面の例による。

乙号証 番号	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立証の趣旨
乙 1	「新版注釈民法(21)親族(1)」(抜粋) (青山道夫=有地亨編)	写 し	H元. 12. 15	婚姻制度についての伝統的な理解等
乙 2	「新注釈民法(17)親族(1)」(抜粋) (二宮周平編)	写 し	H29. 10. 20	同上
乙 3	「民法要義卷之四」 (第16版)(抜粋) (梅謙次郎)	写 し	M39. 10. 18	明治民法における婚姻は、我が国の従来慣習を制度化したものであること等
乙 4	「親族法」(抜粋) (穂積重遠)	写 し	S8. 3. 10	同上
乙 5	「日本親族法論」(第5版)(抜粋) (牧野菊之助)	写 し	T3. 8. 20	同上

乙6	衆議院司法委員会議事録 (抜粋)	写し	S22. 7. 28	現行民法への改正に係る法律案の提案理由
乙7	参議院司法委員会議事録 (抜粋)	写し	S22. 7. 30	同上
乙8	「法律學体系コンメンタール篇 親族法・相続法」 (抜粋) (我妻榮=立石芳枝)	写し	S27. 12. 25	現行民法制定後に発刊されたコンメンタールにおいて婚姻が男女間のものであることを前提とした記載が存在すること等
乙9	「親族法(上)」 (抜粋) (中川善之助)	写し	S33. 2. 20	現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況を見ても、婚姻の当事者は男女であるとの理解に変化が認められる状況にはなかったこと等
乙10	「親族法」 (抜粋) (我妻榮)	写し	S36. 4. 10	同上
乙11	「民法読解 親族編」 (抜粋) (大村敦志)	写し	H27. 12. 25	同上

乙12	「家族法」(第3版) (抜粋) (大村敦志)	写 し	H22.3.25	同上
乙13	「憲法」(第3版) (抜粋) (渋谷秀樹)	写 し	H29.4.30	同上
乙14	「憲法」(第7版) (抜粋) (長谷部恭男)	写 し	H30.2.25	同上
乙15	「ブリッジブック憲 法」(抜粋) (横田耕一ほか)	写 し	H14.12.10	特定の憲法の条項を解釈するに当たっては、憲法の他の規範と照らし合わせて整合性のある解釈をしなければならないと解されていること
乙16	「憲法判例百選Ⅰ」 (第6版)(抜粋) (新村とわ)	写 し	H25.11.15	条例制定権(憲法94条)に基づいて地方公共団体が各別に条例を制定することによって生ずる地域間の差異は、憲法の平等原則の射程外であると解されていること

乙17	「平等原則と違憲審査 の手法」法学教室19 96.12-No.19 5 (野中俊彦)	写 し	H8.12.1	同上
-----	--	--------	---------	----